

九州大学総長支援室規程

令和2年度九大規程第28号
制定：令和2年10月27日
最終改正：令和3年3月8日
(令和2年度九大規則第49号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、総長支援室（以下「支援室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 支援室は、総長が指示する次の事項に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 大学経営に係る戦略原案及び事業計画原案の立案に関すること。
- (2) 大学全体の戦略等に関する部局との意見調整及び部局の構想立案の支援に関すること。
- (3) 大学全体の戦略等の立案に資する国の政策動向、法改正、制度改正、予算事業等の情報収集に関すること。
- (4) 大学全体の戦略等に係る進捗管理に関すること。
- (5) その他全学的な戦略の策定に係る支援に関すること。

(室長)

第3条 支援室に室長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

2 室長は、支援室の業務を掌理する。

(室長補佐)

第4条 支援室に室長補佐を置く。

2 室長補佐は、室長を補佐し、支援室の業務を整理する。

3 総長が特に必要と認める場合は、職員のうちから総長が指名する者を室長補佐に兼務させることができる。

(事務主幹)

第5条 支援室に課長相当の職として、事務主幹を置く。

2 事務主幹は、上司の命を受け、支援室の業務を処理する。

(係)

第6条 支援室に、第2条に規定する業務に応じ、係を置く。

(事務)

第7条 支援室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、支援室において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、支援室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則（令和2年度九大規則第49号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。